

# 群馬県視聴覚教育メディア研修

## 手引書

平成5年9月 伺 定  
平成11年1月 一部改正  
平成11年3月 一部改正  
平成13年11月 一部改正  
平成16年4月 一部改正  
平成20年3月 一部改正

群馬県教育委員会

## 目 次

「視聴覚教育メディア研修」改正の経緯	1
視聴覚教育メディア研修についての基本的な考え	2
「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」の特徴	5
「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」の実施について	7
「16ミリ映写操作技術認定講習会」の実施について	14
「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」の実施について	19
「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」に関する研修細目の 修了認定について	27

## 「視聴覚教育メディア研修」改正の経緯

昭和23年、社第103号文部次官通達に基づき、16ミリ映写機操作講習会が実施され、戦後の視聴覚教育が開始された。昭和28年、文部省社会教育局長通達「視聴覚教育の運営の当面の問題」が発せられ、以後技術者の養成が行われてきた。

昭和48年、文部省社会教育局長通知「視聴覚教育研修の改善充実について」(文社視第78号)が出され、視聴覚教育研修について、国、都道府県、市町村相互の役割分担の関係を明らかにするとともに、「視聴覚教育研修カリキュラムの標準」を定め、これを当面の視聴覚教育の指導方針とすることとした。

本県においては、昭和40年度から「16ミリ映写機操作講習会」を実施してきた。昭和49年には、文社視第78号文部省社会教育局長通知に基づき県教育委員会、市町村教育委員会、視聴覚ライブラリー及び視聴覚教育関係団体が実施する視聴覚教育研修会の一元化を図り、文部省案に従って「視聴覚教育初級研修会」を実施した。また、県教育委員会では「視聴覚教育中級研修会(指導者養成講座)」を実施して、県と市町村の相互連携のもとに視聴覚教育研修の大幅な拡充を図ってきた。

その後の情報通信技術の発展には目を見張るものがあり、視聴覚教育メディアを取り巻く状況も大きく変化してきた。平成4年、文部省は「視聴覚メディア研修の改善充実について」(文生第102号)を各都道府県に通知し、視聴覚教育の充実改善を求めた。

この通知により、本県では「視聴覚教育メディア研修カリキュラム検討委員会」を設置して、本県の新しい「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」を策定し、平成6年4月1日から実施してきた。その後、平成11年には16ミリ映写機操作技術認定証の書き換え及び再交付の事務並びに科目の修了認定について、平成13年には研修内容等について、平成16年にはカリキュラムの実施方法について、それぞれ一部改正を行ってきた。

平成18年、文部科学省生涯学習政策局参事官から「教育メディア研修の改善充実について」(18生参情第16号)が通知され、新たに研修のモデルプランが示された。本県ではその内容を踏まえ、「群馬県視聴覚教育メディア研修」について見直し、研修カリキュラムの「視聴覚教育メディア研修カリキュラム」を「視聴覚教育メディア研修カリキュラムA・B」と変更し、平成20年4月1日から実施することとした。

なお、本県の学校教育においては、平成11年に「群馬県情報化ビジョン」に基づいて「群馬県情報教育推進構想」を策定し、コンピュータの整備、校内LANの整備、高速回線への接続促進、ぐんまスクールネットの整備及び教員の指導力の向上について取り組んできた。

本県全体では、平成13年から「ぐんまネットプラン - 群馬県情報化推進計画 - 」、平成19年からは「新ぐんまネットプラン - 群馬県第2次情報化推進計画 - 」に基づいて、学校における情報教育の充実や豊かな県民生活を支える情報通信技術の活用施策の充実等に取り組んでいる。

## 視聴覚教育メディア研修についての基本的な考え

### 1 視聴覚教育研修の充実の必要性

近年の情報通信技術の発展に伴い、視聴覚教育メディアはますます多様化・高度化するとともに、情報機器のネットワーク化を通じて、手軽に情報の提供や、学習サービスの支援を受けられるようになってきた。このような状況は、学校や社会教育施設における視聴覚教育メディアの整備状況等にも、大きな影響を与えている。

また、情報通信技術が発展する中で、対人関係の希薄化や、有害情報の氾濫による人格形成への悪影響、ネット犯罪・違法行為の発生等、いわゆる「情報化の影の部分」への対応が課題となっており、情報モラル、著作権、情報セキュリティ等の適切な対応が重要視されている。

そのため、これからの教育関係者にとっては、今日の情報化社会に対応していくために、視聴覚教育メディアの活用能力を身に付けることが重要な課題となっており、研修内容の充実と研修の場の整備が急がれるところである。

### 2 視聴覚教育を深化・充実するための措置

文部科学省（旧文部省時代も含む）においては、時代の流れを先取りして適切な施策を打つべく、中央教育審議会等において情報通信技術への対応と活用の二つの側面に関係した答申を行い、対応する施策を進めてきた。

#### (1) 学校教育における措置

教育職員に関し、昭和62年12月の教育職員養成審議会の答申を受け、平成元年に教育職員免許法施行規則の一部改正により教職に関する科目に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」に関する科目が新設された。平成19年度現在では「情報機器の操作」は必修となり、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」に関する科目は、実践に必要な理論及び方法を取得させるための科目とされている。また、昭和63年教育公務員特例法等の一部改正により、初任者研修での教育の情報化への対応が始められた。

学習指導要領では、平成8年7月の中央教育審議会第一次答申、平成10年7月の教育課程審議会答申の流れにより、小・中学校では平成14年度から、高等学校は平成15年度から総合的な学習の時間や各教科でコンピュータ等を活用し、中学校では「情報とコンピュータ」を必修化、高等学校でも普通教科「情報」を必修化等されたところである。平成20年1月の中央教育審議会答申では、情報モラルに関する指導の改善や、教師が子どもと向き合う時間を確保するために教育の情報化の推進を求めている。

#### (2) 生涯学習における措置

生涯学習分野では、昭和62年社会教育審議会教育メディア分科会報告で、今後はメディアの有効活用が極めて重要であるとされ、文部省は生涯学習情報提供システム整備事業により各都道府県等でのシステム整備を推進した。平成8年生涯学習審議会答申では、生涯学習施設における情報化・マルチメディア化への積極的な対応が提言され、文部省では社会教育施設情報化・活性化推進事業、まなびねっとシステム整備事業を実施し、ICT基礎技能講習の実施や情報リテラシー育成研究指

導（社会教育主事等の指導力向上）により人材育成を図ってきた。11年の同審議会答申では、新たな情報通信手段を活用した高等教育機関等による学習機会の拡充が提言され、文部省は大学等の公開講座を公民館に配信するエル・ネットオープンカレッジの研究に取り組んだ。12年の同審議会答申では、生涯学習における情報環境を整備し、情報通信技術の積極的活用により地理的・時間的制約を超えた多様で豊富な学習機会の提供ができると提言され、文部科学省はインターネット活用教育実践コンクールを開始した。その他、通信情報技術の基盤整備として、文部科学省は社会教育施設の設備整備、放送大学学園の充実、エル・ネットのインターネット対応、コンテンツ開発・流通促進として技術者能力開発・再教育のための情報提供、関係省の連携協力によるeラーニングによる人材育成支援モデル事業、教育情報ナショナルセンターの運用等を実施してきた。平成20年2月の中央教育審議会答申では、情報流通・配信手段に対応した優れた教育・学習用コンテンツの利活用の促進、情報通信技術を活用した学び合い・教え合いの手法開発・検証等の具体的施策の促進、図書館等施設の機能向上のための法令上の対応、情報リテラシー学習の提供の必要性が提言されている。

### (3) IT基本法

平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行され、全国民が高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用し能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、情報通信技術の恵沢を享受できる社会を実現するため、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」が設置され、政府のIT戦略である「e-Japan戦略」が決定された。さらに、平成15年7月には「e-Japan戦略」が決定され、各省庁が連携し積極的に施策が進められてきた。平成18年1月には引き続き「IT新改革戦略」が決定され、同戦略では「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分留意しつつ実現し、世界最高のインフラ・潜在的な活用能力・技術環境を有する最先端IT国家であり続けることで国民生活の向上と産業競争力の向上を目指している。文部科学省でも、学校教育ではIT環境整備、IT指導力の向上、ITを活用した学習機会の提供、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上、生涯学習では2010年度までにITを活用した生涯学習の受講者率を倍増との目標を掲げ、IT関連施策を積極的に進めているところである。

## 3 視聴覚教育研修カリキュラムの改正の基本方針

以上のような措置に呼応するかたちで、今後の視聴覚教育研修の在り方を展望し、平成18年の文部科学省生涯学習政策局参事官通知「教育メディア研修の改善充実について」は次のように時代に即応する対応をとっている。

第一は、従前の対象者別による研修区分を廃止して、研修主催者が各研修に適した内容を自由に選択し、カリキュラムを構成できる方式とした。

第二は、教育メディアを取り巻く状況の変化を踏まえ、コンピュータやインターネットに関連する研修内容を取り入れるなど大幅に内容を刷新した。

第三は、研修内容を「研修項目」と各研修項目に含まれる「研修事項」、各研修事

項含まれる「研修細目」、更に各研修細目に含まれる「学習事項」を示して参考となる資料を大幅に増やした。

#### 4 視聴覚教育研修を拡充するための留意点

平成18年の文部科学省生涯学習政策局参事官通知「教育メディア研修の改善充実について」では次のとおりとされている。

##### (1) 研修計画の企画・立案

###### ア 目的の明確化

研修計画の策定に当たっては、研修の目的を明確にすることが必要である。

###### イ 研修を取り巻く状況

研修計画の策定に当たっては、受講者のニーズやスキル、受講者数に対しての指導者の数、実施会場の情報通信技術の環境整備状況などに十分配慮する。

##### (2) 研修の運営

###### ア 会場

研修の会場は、目的やカリキュラムに応じた適切な会場を選択することが必要であることから、機器の整備されている学校や、各種社会教育施設及び民間の施設も活用する必要がある。

###### イ 指導者

研修の指導者の選定に当たっては、教職員や社会教育の指導者ばかりでなく、地域の人材を十分に活用し、研修補助者が必要な場合には、地域のボランティアなどの支援を得られるよう連携を図ることが必要である。

###### ウ 内容

研修内容に偏りがないよう留意するとともに、実習、演習などをできるだけ組み込み、より身に付く研修内容にすることが必要である。

###### エ 教材

研修資料の作成や教材の使用に当たっては、著作権・肖像権などに十分配慮することが必要である。

##### (3) 評価と改善

###### ア 受講者の評価

研修成果を評価したり、受講者の意見を徴するなどして、常に研修の改善を図る必要がある。また、研修終了後の評価の方法を検討するとともに、研修修了者に対する修了証の発行など、受講者のインセンティブをあげる手立てを考えることが必要である。

###### イ 研修の評価・改善

受講者に対するアンケートを実施し、結果を反映させるとともに、情報通信技術が著しく進展することに伴い、研修内容に対しても積極的に対応する必要がある。

(4) 他の視聴覚ライブラリー等との研修に関する情報交換に努めることが必要である。

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」の特徴

本県では、市町村、県がそれぞれ役割分担をして計画的・体系的な指導者養成を図ることが必要と考えられるため、平成18年の文部科学省生涯学習政策局参事官通知「教育メディア研修の改善充実について」では、前述のとおり対象者別による研修者区分を廃止しているが、「群馬県視聴覚教育メディア研修」では「研修カリキュラムA」と「研修カリキュラムB」に分けた。「研修カリキュラムA」は、主にメディアの知識及び技術研修を中心に行い、教育の場で直接指導にあたる立場の者を対象としたコースであり、市町村教育委員会、視聴覚ライブラリー及び視聴覚教育関係団体等の実施を想定し、「研修カリキュラムB」は、研修主催者やメディア管理者を対象として県視聴覚センターが実施することとした。

また、インターネットは役立つ豊富な情報がある反面、違法・有害情報、「出会い系サイト」や取引上のトラブル、不正アクセス、コンピュータウイルス、個人情報の流出、著作権の侵害、迷惑メールなどの問題が多発している。こうしたいわゆる「情報化の影の部分」を解決するため、情報モラルを育成し、セキュリティなどの対応を各人が身に付ける必要があり、それらを必修内容とした。

各研修は、県教育委員会が作成した「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書」により実施するものとし、以下にこれらの特徴を述べる。

### 1 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」の実施について

- (1) 研修内容は、「視聴覚教育メディア総論」及び「情報モラルと著作権、セキュリティ」を必修とし、その他は主催者設定内容とする。
- (2) 必修を除き、研修細目別履修を認める。
- (3) 受講希望者は、県内で実施されるいずれの講習会も受講できる。(ただし、主催者への事前の確認が必要。)

### 2 「16ミリ映写操作技術認定講習会」の実施について

- (1) 研修内容は、「視聴覚教育メディア総論」及び「映像機器 - 11 16ミリ映写機の利用」とする。  
なお、講習会は「研修カリキュラムA」の中で併せて実施してもよい。
- (2) 「視聴覚教育メディア総論」及び「映像機器 - 11 16ミリ映写機の利用」を修了した者には「16ミリ映写操作技術認定証」を交付する。
- (3) 「16ミリ映写操作技術認定証」は県内で共通に使用できる。

### 3 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」の実施について

- (1) 研修内容は、「視聴覚教育メディア総論」及び「情報モラルと著作権、セキュリティ」を必修とし、その他は主催者設定内容とする。
- (2) 必修を除き、研修細目別履修を認める。
- (3) 修了者については、県の視聴覚教育指導者として登録する。

- 4 「視聴覚教育メディア研修カリキュラム」に関する研修細目の修了認定について  
「研修カリキュラム A」又は「研修カリキュラム B」以外で履修した講座についても、「研修カリキュラム A」又は「研修カリキュラム B」の研修細目と同等と認められるものは、当該研修細目を修了したと認定する。

5 今後の課題

- (1) 変化の激しい教育メディアをめぐる状況に対応するため、研修内容については適宜見直す。  
(2) 県は、研修会場として地元の学校、各種社会教育施設あるいは民間の施設等を利用することも検討する。

6 新しい「群馬県視聴覚教育メディア研修」の実施時期

ここに示す「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」は、平成 6 年 4 月 1 日から実施されていたものを一部改正し、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施するものである。



## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」の実施について

### 1 趣旨

学校教育、社会教育において、広く視聴覚教育メディアを活用することにより、学習効果を高めることを目的とし、視聴覚機材・教材を扱うのに必要な基礎的な知識と技能の習得を図る。

また、「情報化の影の部分」といわれる有害情報、個人情報漏洩やネット犯罪行為等の知識とその対応について身に付ける。

### 2 主催者

- (1) 市町村教育委員会
- (2) 視聴覚ライブラリー
- (3) その他県教育委員会が認める教育機関及び団体

### 3 実施時期及び会場

受講者が参加しやすい時期と会場を選定して実施する。また、研修日程の編成に当たっては、研修日程の分割、研修細目別の実施等、受講者が参加しやすい工夫を配慮する。

### 4 研修内容及び研修時間数

「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」研修内容及び時間数（別表1）のとおりとする。

「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書別冊 研修のモデルプラン」の「研修細目のための参考表 カリキュラムA」により、研修項目「視聴覚教育メディア総論」及び「情報モラルと著作権、セキュリティ」は必修とし、その他は主催者が適宜研修細目を選択し設定する。

### 5 受講対象者

- (1) 幼・小・中・高校等の教職員
- (2) 社会教育機関等の職員
- (3) 公共的機関の職員
- (4) その他主催者が適当と認める者

### 6 講師及び助言者

- (1) 視聴覚教育の学識経験者
- (2) 民間企業の視聴覚教育関係者
- (3) 県及び市町村教育委員会職員
- (4) 県内小・中・高校等の教職員
- (5) 視聴覚教育研究団体の職員
- (6) 必要に応じてボランティアとの連携も図って進められるよう配慮する。

## 7 研修の評価

研修内容のアンケート調査等により、その結果を次の研修に反映させる。

## 8 経費

主催者において負担する。

## 9 実施要項の提出

主催者は、研修の実施に当たっては、事前に実施要項を所管の教育事務所に2部提出し指導を受ける。教育事務所は内容を審査の上、生涯学習課あて1部送付する。

## 10 修了証書の交付

(1) 主催者は、本研修会の全課程を修了した者に「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」の修了証書（別紙様式1）を交付する。

(2) 主催者は、全課程を修了しない受講者に対しては、受講した研修細目についての一部研修細目修了証書（別紙様式1）を交付する。一部研修細目修了となった年度及び翌年度の2年間のうちに、未修了であった必修項目を修了し、かつ、カリキュラムAの修了合計時間数が12時間以上となった場合には、全課程修了となり、全課程を修了したこととなった研修の主催者が修了証書を交付する。この場合修了者は、事前に主催者に一部研修細目修了証書の「写」を提出すること。

(3) 主催者は、研修修了証（別紙様式1裏面）に、修了した研修細目の実施時間数を記入し、押印する。

一部研修細目修了の場合は、未修了の研修細目の実施時間数欄及び認定印欄に斜線を引く。また、既に修了済の研修細目がある場合は、実施時間数欄に「修了済」と記入する。

## 11 名簿の保管及び提出

主催者は、「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」修了者名簿（別紙様式2）を作成のうえ保管する。なお、主催者は修了者名簿の写しを所管の教育事務所に3部提出する。教育事務所は提出された名簿を取りまとめ、生涯学習課へ2部送付する。生涯学習課は1部を県視聴覚センターへ送付する。

## 12 留意事項

主催者は研修計画立案に際して次のことに留意する。

(1) 地域における視聴覚教育メディアの整備状況や受講者の経験等を勘案し、適切かつ柔軟な研修カリキュラムを作成する。

(2) 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」の研修内容及び時間数（別表1）を下まわらないこととする。

(3) 「視聴覚教育メディア総論」を研修の最初に実施する。

(4) 修了証書の交付の希望の有無に関係なく、可能な限り研修受講希望者を受け入れる。

(5) 従前の「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」の修了証書は、引き続

き効力を有する。

## 別表 1

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム A」研修内容及び時間数

研 修 項 目	研 修 事 項	研 修 細 目	時 間 数	留 意 点
視聴覚教育 メディア総 論	1 視聴覚教育 メディアの 現状と課題	1-2 メディア教育の意義と方法 1-3 視聴覚教育メディアの特性と分 類	1 時間以上	視聴覚教育メディア の概論を学習する。 特に、意義と方法に ついて重視する。
情報モラル と著作権、 セキュリテ ィ	55 情報モラル とネチケッ ト	55-1 情報モラルの意味と内容 55-2 情報モラルの育成 55-3 電子掲示板、ウェブサイトの発 行と運営に関するネチケット 55-4 ネットワーク社会のルールとモ ラル 55-5 コミュニケーションマナー	1 時間以上	特に、情報モラル、 個人情報について重 視する。
	57 個人情報の 保護	57-1 個人情報保護法の意味と内容 57-2 個人情報・個人データ・保有個 人データの意味と内容 57-3 教育活動と個人情報の扱い 57-4 個人情報の漏洩防止		
	59 有害情報の 扱い	59-1 ラベリング、キーワード・フィ ルタリング、ホワイトリストと ブラックリストの意味と内容 59-2 フィルタリング機能及びフィル タリングのリストの設定 59-3 子ども用検索サイト及び子ども 用ブラウザの利用		
	60 悪質サイト の予防	60-1 悪質サイトの現状と課題 60-2 悪質サイトへの対策		
「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書別冊 研修のモデルプラン」の 「 研修細目のための参考表 カリキュラム A」から主催者が選択し設 定する研修項目、研修事項及び研修細目			10時間以上	各メディアの利用実 態や新しいメディア の動向に応じること ができるよう配慮す る。
合 計 時 間			12～18時間	

「研修項目」、「研修事項」及び「研修細目」の番号は、「 研修細目のための参考表 カリキュラム A」  
の番号に一致する。

## (一部研修細目) 修了証書

修了番号 H -

氏名

平成 年度群馬県視聴覚教育  
メディア研修カリキュラムA  
(の一部研修細目) を修了したこ  
とを証します

平成 年 月 日

主催者 職 氏名 印

一部研修細目修了の場合は、( )を外して記載すること。

(裏)

## 研修修了証

研修項目	研修事項	研修細目	実施時間数	認定印
視聴覚教育メディア総論	視聴覚教育メディアの現状と課題	メディア教育の意義と方法 視聴覚教育メディアの特性と分類		
情報モラルと著作権、セキュリティ	情報モラルとネチケット	情報モラルの意味と内容 情報モラルの育成 電子掲示板、ウェブサイトの発行と運営に関するネチケット ネットワーク社会のルールとモラル コミュニケーションマナー		
	個人情報の保護	個人情報保護法の意味と内容 個人情報・個人データ・保有個人データの意味と内容 教育活動と個人情報の扱い 個人情報の漏洩防止		
	有害情報の扱い	ラベリング、キーワード・フィルタリング、ホワイトリストとブラックリストの意味と内容 フィルタリング機能及びフィルタリングのリストの設定 子ども用検索サイト及び子ども用ブラウザの利用		
	悪質サイトの予防	悪質サイトの現状と課題 悪質サイトへの対策		
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項	主催者が設定する研修細目		
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項	主催者が設定する研修細目		
合 計 時 間 数				

主催者が設定する研修については、研修細目ごとに実施時間数を記入し、認定印を押印する。ただし、内容に関連がある場合は、まとめて記入及び押印してもよい。

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム A」修了者名簿

主催者		修了年月日 年 月 日		
修了研修項目	修了研修事項		修了研修細目	
視聴覚教育メディア 総論	視聴覚教育メディアの現状 と課題		メディア教育の意義と方法 視聴覚教育メディアの特性と分類	
情報モラルと著作 権、 セキュリティ	情報モラルとネチケット		情報モラルの意味と内容 情報モラルの育成 電子掲示板、ウェブサイトの発行と運営に関するネチケ ット ネットワーク社会のルールとモラル コミュニケーションマナー	
	個人情報の保護		個人情報保護法の意味と内容 個人情報・個人データ・保有個人データの意味と内容 教育活動と個人情報の扱い 個人情報の漏洩防止	
	有害情報の扱い		ラベリング、キーワード・フィルタリング、ホワイトリ ストとブラックリストの意味と内容 フィルタリング機能及びフィルタリングのリストの設定 子ども用検索サイト及び子ども用ブラウザの利用	
	悪質サイトの予防		悪質サイトの現状と課題 悪質サイトへの対策	
主催者が設定する 研修項目	主催者が設定する研修事項		主催者が設定する研修細目	
主催者が設定する 研修項目	主催者が設定する研修事項		主催者が設定する研修細目	
修了番号	氏 名	生年月日	住 所	備 考
計				名

一部研修細目修了者については、備考欄に修了した研修細目名を記載する。

## 「16ミリ映写操作技術認定講習会」の実施について

### 1 趣旨

県内の視聴覚ライブラリー所有の映写機及び16ミリフィルム利用資格付与のための講習会の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 主催者

- (1) 市町村教育委員会
- (2) 視聴覚ライブラリー
- (3) その他県教育委員会が認める教育機関及び団体

### 3 研修内容及び研修時間

「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書別冊 研修のモデルプラン」の「研修細目のための参考表 カリキュラムA」により、研修項目「視聴覚教育メディア総論」及び研修事項「V 映像機器 - 11 16ミリ映写機の利用（全ての研修細目を内容とする）」を必修とし、16ミリ映写機の知識・活用分野については1.5時間以上とする。

### 4 受講対象者

- (1) 幼・小・中・高校等の教職員
- (2) 社会教育機関等の職員
- (3) 公共的機関の職員
- (4) その他希望者

### 5 講師及び助言者

- (1) 視聴覚教育の学識経験者
- (2) 県及び市町村教育委員会の職員
- (3) 県内小中学校の教職員
- (4) 視聴覚研究団体の職員
- (5) 必要に応じてボランティアとの連携も図って進められるよう配慮する。

### 6 研修の評価

研修内容のアンケート調査等により、その結果を次の研修に反映させる。

### 7 経費

主催者において負担する。

### 8 実施要項の提出

主催者は、講習会の実施に当たっては、事前に実施要項を所管の教育事務所に2部提出し指導を受ける。教育事務所は内容を審査の上、生涯学習課あて1部送付する。



## 9 16ミリ映写操作技術認定証の交付

- (1) 主催者は、本研修会の「 視聴覚教育メディア総論」及び「V 映像機器 - 11 16ミリ映写機の利用」を修了した者に「16ミリ映写操作技術認定証」(以下「認定証」という。別紙様式3)を交付する。
- (2) 認定証の記載事項(氏名、住所)に変更のある場合には、発行者又は県視聴覚センターに書き換えを申請する。(別紙様式4)
- (3) 認定証を棄損又は紛失した場合は、発行者又は県視聴覚センターに再交付を申請する。(別紙様式4)

## 10 認定証の共通性

前項の規定により発行された認定証は、県内で共通に使用できるものとする。

## 11 名簿の保管及び提出

主催者は、16ミリ映写操作技術認定者名簿(別紙様式5)を作成のうえ保管する。なお、主催者は認定者名簿の写しを所管の教育事務所に3部提出する。教育事務所は提出された名簿を取りまとめ、生涯学習課へ2部送付する。生涯学習課は1部を県視聴覚センターへ送付する。

## 12 留意事項

- (1) 本講習会は「研修カリキュラムA」の中で、併せて実施してもよい。この場合主催者は、カリキュラムに「V 映像機器 - 11 16ミリ映写機の利用」を設定する。
- (2) 平成5年度以前取得の認定証は、引き続き効力を持つものとするが、所持者の希望があれば発行者又は県視聴覚センターに申請し、現行の認定証と書き換えることができる。また、他の都道府県で交付された認定証も、これに準じて行う。

表

認定番号		平成	年	月	日	認定
	-					
群馬県共通						
16ミリ映画操作技術認定証						
氏名		(	年	月	日	生)
住所						
発行者				印		

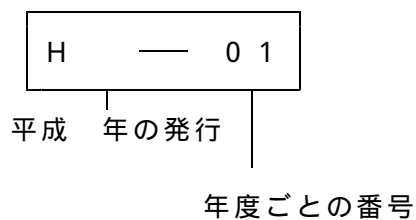
6cm

裏

留意事項	
1	県内の視聴覚センター及びライブラリー保管の映写機・フィルムを利用する場合はこの認定証を提示する。
2	この認定証は他人に貸与しないこと。
3	記載事項（氏名、住所）に変更のある場合には、発行者又は県視聴覚センターに書き換えを申請する。
4	棄損又は紛失した場合は、発行者又は県視聴覚センターに再交付を申請する。

9 cm

(注) 認定番号欄の記載方法は右の例のとおりとする。



## 群馬県 16 ミリ映写操作技術認定証 書き換え・再交付 申請書

平成 年 月 日

あて

申請者

氏 名

印

群馬県視聴覚教育メディア研修手引書の規定により、下記のとおり 16 ミリ映写操作技術認定証の書き換え・再交付を申請します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
現 住 所	電話 - -
認 定 番 号	( 上 級 ・ 普 通 ) 第 号
交付年月日	年 月 日
主催者 ( 講習会場 )	
申請理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載事項の変更</li> <li>・ 棄 損</li> <li>・ 紛 失</li> <li>・ 平成 5 年度以前取得の認定証の書き換え</li> <li>・ 県外認定証</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>
備考 ( 記載事項の変更の場合、 以前の住所氏名を記入 ) ( 県外認定証の場合、認定 証の名称及び番号を記入 )	

- 1 棄損による場合は、認定証を添付すること。
- 2 記載事項 ( 氏名・住所 ) 変更の場合は、住民票を添付することが望ましい。
- 3 平成 5 年度以前取得の認定証の場合は、認定証の表裏の「写」を添付すること。
- 4 県外認定証の場合は、認定証の表裏の「写」を添付すること。
- 5 紛失の場合は、本人を証明できるものの提示を求めるときがある。
- 6 記入欄中 ~ が不明の場合、およそ何年頃どこで取得したかを備考欄に記入すること。

1 6 ミリ映写操作技術認定者名簿

主催者			交付年月日	年	月	日
認定番号	氏名	生年月日	住	所	備考	
計						名

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」の実施について

### 1 趣旨

学校教育及び社会教育における視聴覚教育メディアの意義、役割及びその活用方法についての理解を図るとともに、「研修カリキュラムA」の研修の企画・運営及び指導に当たることができる能力を身につけることにより、本県における視聴覚教育を振興するための中核的な指導者の育成を図る。

### 2 主催者

県視聴覚センター

### 3 実施期間

3日間

### 4 会場

必要に応じ適切な会場を選定する。

### 5 研修内容及び時間数

「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」研修内容及び時間数（別表2）のとおりとする。

「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書別冊 研修のモデルプラン」の「研修細目のための参考表 カリキュラムB」により、研修項目「視聴覚教育メディア総論」及び「情報モラルと著作権、セキュリティ」は必修とし、その他は主催者が適宜研修細目を選択し設定する。

### 6 受講対象者

- (1) 県及び市町村教育委員会の視聴覚関係職員
- (2) 視聴覚教育研究団体及びグループの指導者
- (3) 視聴覚教育指導者初級及び中級研修会修了者並びに「視聴覚教育メディア研修カリキュラムI」及び「視聴覚教育メディア研修カリキュラムA」修了者
- (4) 県総合教育センター教育機器研修講座等修了者
- (5) その他県が適当と認めた者

### 7 講師及び助言者

- (1) 視聴覚教育の学識経験者
- (2) 民間企業の視聴覚教育関係者
- (3) 県及び市町村教育委員会職員
- (4) 県内小・中・高校等の教職員
- (5) 視聴覚教育研究団体の職員
- (6) 必要に応じてボランティアとの連携も図って進められるよう配慮する。

## 8 受講者募集人員

会場に応じ設定する。

## 9 研修の評価

研修内容のアンケート調査等により、その結果を次の研修に反映させる。

## 10 修了証書の交付

- (1) 主催者は、本研修会の全課程を修了した者に「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」の修了証書（別紙様式6）を交付する。
- (2) 主催者は、全課程を修了しない受講者に対しては、受講した研修細目についての一部研修細目修了証書（別紙様式6）を交付する。一部研修細目修了となった年度及び翌年度の2年間のうちに、未修了であった必修項目を修了し、かつ、カリキュラムBの修了合計時間数が18時間以上となった場合には、全課程修了となり、全課程を修了したこととなった研修の主催者が修了証書を交付する。この場合修了者は、事前に主催者に一部研修細目修了証書の「写」を提出すること。
- (3) 主催者は、研修修了証（別紙様式6裏面）に、修了した研修細目の実施時間数を記入し、押印する。

一部研修細目修了の場合は、未修了の研修細目の実施時間数欄及び認定印欄に斜線を引く。また、既に修了済の研修細目がある場合は、実施時間数欄に「修了済」と記入する。

## 11 受講申込方法

受講申込については、別紙申込書（別紙様式7）により行う。

- (1) 義務教育関係者は、申込書を当該市町村教育委員会経由で、県視聴覚センターへ申し込む。
- (2) 県立高等学校、県立特別支援学校、県教育委員会社会教育機関、私立学校及びその他の受講対象者は、県視聴覚センターあてに、直接申し込む。

## 12 名簿の保管及び提出

県視聴覚センターは、修了者名簿（別紙様式8）を保管し、その写しを生涯学習課及び各教育事務所に提出する。

## 13 留意事項

主催者は研修計画立案に際して次のことに留意する。

- (1) 全ての教育関係者が必要に応じて日常的に視聴覚教育メディアを活用するようになることが望ましく、指導者の計画的・体系的な養成に努める。
- (2) 情報通信技術の進展等を勘案し、適切かつ柔軟な研修カリキュラムを作成する。
- (3) 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」の研修内容及び時間数（別表2）を下まわらないこととする。
- (4) 「視聴覚教育メディア総論」を研修の最初の実施する。
- (5) 修了証書の交付の希望の有無に関係なく、可能な限り研修受講希望者を受け入

れる。

- (6) 従前の「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム（基礎コース）」の修了証書は、引き続き効力を有する。

## 別表 2

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム B」研修内容及び時間数

研 修 項 目	研 修 事 項	研 修 細 目	時 間 数	留 意 点
視聴覚教育 メディア総 論	1 視聴覚教育 の現状と課 題	1-1 メディア教育の現状と課題	2 時間以上	視聴覚教育メディア の新たな動向、地域 や学校での視聴覚教 育の振興について重 視する。
	2 視聴覚教育 メディアの 利用	2-1 授業過程へのメディアの適用 2-2 主な授業モデルの特長と内容 2-3 教材開発の理論 2-4 教材の評価 2-5 メディアを利用した授業の評価		
	3 視聴覚教育 メディアの 管理と運用	3-1 メディアの導入と管理・運用 3-2 メディアの共有、統合化 3-3 メディアに関する研修 3-4 視聴覚センター・ライブラリー の役割		
	4 メディア・ リテラシー	4-1 メディア・リテラシーの意味と 内容 4-2 メディア・リテラシーを育成す る教材開発		
情報モラル と著作権、 セキュリ ティ	56 著作権	56-1 著作権の現状と課題 56-2 著作権法の意味と内容 56-3 著作隣接権の意味と内容 56-4 教育活動と権利制限 56-5 著作物の保護、アクセス制御 56-6 自由利用制度の意味と内容	1 時間以上	著作権について重視 する。
	58 ネットワ ーク・セキュ リティ	58-1 ウィルス、ワーム、トロイの木 馬の種類と特徴 58-2 ウィルス、ワーム、トロイの木 馬への対策 58-3 スパイウェア、アドウェア、キ ーロガーの種類と特徴 58-4 スパイウェア、アドウェア、キ ーロガーへの対策 58-5 ネットワークセキュリティの脆 弱性の診断 58-6 ファイアウォールの種類、特徴、 機能 58-7 ファイアウォールの利用 58-8 迷惑メールのフィルタリングと 排除 58-9 教育活動とセキュリティ		
「群馬県視聴覚教育メディア研修手引書別冊 研修のモデルプラン」の 「 研修細目のための参考表 カリキュラム B」から主催者が選択し設 定する研修項目、研修事項及び研修細目			12～15時間	カリキュラム A の指 導及び企画ができる ことに重点を置いた 内容とする。 また、実習型の研修 を中心とする。
合 計 時 間			18時間 3 日間	

「研修項目」、「研修事項」及び「研修細目」の番号は、「 研修細目のための参考表 カリキュラム B」の  
番号に一致する。



## (一部研修細目) 修了証書

修了番号 H -

氏名

平成 年度群馬県視聴覚教育  
メディア研修カリキュラム B  
(の一部研修細目) を修了したこ  
とを証します

平成 年 月 日

主催者 職 氏名 印

一部研修項目修了の場合は、( )を外して記載すること。

(裏)

# 研修修了証

研修項目	研修事項	研修細目	実施時間数	認定印
視聴覚教育メディア総論	視聴覚教育メディアの現状と課題	メディア教育の現状と課題		
	視聴覚教育メディアの利用	授業過程へのメディアの適用 主な授業モデルの特長と内容 教材開発の理論 教材の評価 メディアを利用した授業の評価		
	視聴覚教育メディアの管理と運用	メディアの導入と管理・運用 メディアの共有、統合化 メディアに関する研修 視聴覚センター・ライブラリーの役割		
	メディア・リテラシー	メディア・リテラシーの意味と内容 メディア・リテラシーを育成する教材開発		
情報モラルと著作権、セキュリティ	著作権	著作権の現状と課題 著作権法の意味と内容 著作隣接権の意味と内容 教育活動と権利制限 著作物の保護、アクセス制御 自由利用制度の意味と内容		
	ネットワーク・セキュリティ	ウィルス、ワーム、トロイの木馬の種類と特徴 ウィルス、ワーム、トロイの木馬への対策 スパイウェア、アドウェア、キーロガーの種類と特徴 スパイウェア、アドウェア、キーロガーへの対策 ネットワークセキュリティの脆弱性の診断 ファイアウォールの種類、特徴、機能 ファイアウォールの利用 迷惑メールのフィルタリングと排除 教育活動とセキュリティ		
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項	主催者が設定する研修細目		
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項	主催者が設定する研修細目		
合 計 時 間 数				

主催者が設定する研修については、研修細目ごとに実施時間数を記入し、認定印を押印する。ただし、内容に関連がある場合は、まとめて記入してもよい。

「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム B」受講申込書

平成 年 月 日

群馬県視聴覚センター所長 あて

所属長名

印

標記研修会に下記の者の受講を申込みます。

記

ふりがな			生年月日	大・昭・平	年	月	日
受講者氏名			年齢	歳	性別	男	女
現住所・電話番号							
所属・職名							
所在地・電話番号							
担当学年	年	担当教科			校務分掌		
視聴覚教育に関する研修歴 *	1						
	2						
	3						
視聴覚教育に関する実務歴 *	1						
	2						
	3						

16ミリ認定講習、視聴覚教育指導者初級、中級研修、視聴覚教育メディア研修カリキュラム I、視聴覚教育メディア研修カリキュラム A、教育機器研修講座、視聴覚主任、研究歴等を記入する。

## 「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム B」修了者名簿

主催者 県視聴覚センター		修了年月日 年 月 日		
修了研修項目	修了研修事項		修了研修細目	
視聴覚教育メディア 総論	視聴覚教育メディアの現状と課題		メディア教育の現状と課題	
	視聴覚教育メディアの利用		授業過程へのメディアの適用 主な授業モデルの特長と内容 教材開発の理論 教材の評価 メディアを利用した授業の評価	
	視聴覚教育メディアの管理と運用		メディアの導入と管理・運用 メディアの共有、統合化 メディアに関する研修 視聴覚センター・ライブラリーの役割	
	メディア・リテラシー		メディア・リテラシーの意味と内容 メディア・リテラシーを育成する教材開発	
情報モラルと著作権、セキュリティ	著作権		著作権の現状と課題 著作権法の意味と内容 著作隣接権の意味と内容 教育活動と権利制限 著作物の保護、アクセス制御 自由利用制度の意味と内容	
	ネットワーク・セキュリティ		ウィルス、ワーム、トロイの木馬の種類と特徴 ウィルス、ワーム、トロイの木馬への対策 スパイウェア、アドウェア、キーロガーの種類と特徴 スパイウェア、アドウェア、キーロガーへの対策 ネットワークセキュリティの脆弱性の診断 ファイアウォールの種類、特徴、機能 ファイアウォールの利用 迷惑メールのフィルタリングと排除 教育活動とセキュリティ	
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項		主催者が設定する研修細目	
主催者が設定する研修項目	主催者が設定する研修事項		主催者が設定する研修細目	
修了番号	氏名	生年月日	住所	備考
計				名

一部研修細目修了者については、備考欄に修了した研修細目名を記載する。

「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラム」に関する研修細目の修了認定について

## 1 趣旨

本県では、視聴覚教育の振興を目指して「群馬県視聴覚教育メディア研修」に基づく研修を実施しているが、大学・県・市町村等ではコンピュータ操作を含む視聴覚教育メディアに関する講座が実施され、「研修カリキュラムA・B」と同等の内容・程度の講座も多い。

そこで、受講者の便宜を図るため研修の修了認定の規定を定める。

## 2 認定可能となる研修細目

主催者が設定している研修細目についてであり、受講者がそれ以外の研修細目について認定を申し込んでも応ずることはできない。

## 3 対象とする講座及び認定の方法

### (1) 「研修カリキュラムA」について

#### ア 対象とする機関及び講座

対象とする講座については、「研修カリキュラムA」の各研修細目の内容を満たし、所定の時間数を下回らないこととする。

- ・市町村教育委員会が開催するパソコンを含む視聴覚教育メディアに関する講座
- ・市町村の教育研究所が開催するパソコンを含む視聴覚教育メディアに関する研修
- ・県総合教育センターが開催するパソコンを含む視聴覚教育メディアに関する講座・研修
- ・県の関係機関が開催するパソコンを含む視聴覚教育メディアに関する講座・研修
- ・大学・短大等が実施する教職に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目」、「情報機器の操作」及びパソコンを含む視聴覚メディアに関する講義・実習
- ・その他、県視聴覚センターが認定をすることが適当と認める講座

#### イ 対象とする講座の決定及び認定の方法

(ア) 研修を受講する者で研修細目の認定を希望する者は、申込書に対象とする講座名を記入し、対象機関が発行した当該講座の実施要項及び証明書・修了証の「写」を添えて、「研修カリキュラムA」の主催者（以下、「主催者」という。）あて申し込む。

(イ) 主催者は、受講者より提出された講座の実施要項を添えて、県視聴覚センターに申請する。県視聴覚センターは対象機関と協議し、講座の対象の可否を決定し、主催者に通知する。

(ウ) 主催者は、受講者より提出された申込書及び証明書・修了証により、認定の可否を決定し、速やかに受講者に通知し、受講者の研修修了証（別紙様式1裏

- 面)に認定された研修細目について「認定済」と表示する。
- ウ 認定を行うことのできる期間  
対象とする講座を受講した年度及び翌年度の2年間とする。
- (2) 「研修カリキュラムB」について
- ア 対象とする機関及び講座  
対象とする講座については、「研修カリキュラムB」の各研修細目の内容を満たし、所定の時間数を下回らないこととする。  
・県視聴覚センター及び県総合教育センターのパソコンを含む視聴覚メディアに関する講座
- イ 対象とする講座の決定及び認定の方法
- (ア) 県視聴覚センターは、事前に県総合教育センターと協議し、講座の対象の可否を決定し、市町村教育委員会、各ライブラリー、県立学校、県教育委員会社会教育機関、私立学校等に通知する。
- (イ) 研修を受講する者で研修細目の認定を希望する者は、「群馬県視聴覚教育メディア研修カリキュラムB」受講申込書(別紙様式7)の「視聴覚教育に関する研修歴」の欄に(認定希望)と明記して、対象とする講座名を記入し、対象機関が発行した当該講座の証明書・修了証の「写」を添えて申し込む。
- (ウ) 県視聴覚センターは、受講者より提出された申込書及び証明書・修了証により、認定の可否を決定し、速やかに受講者に通知し、受講者の研修修了証(別紙様式6裏面)に認定された研修細目について「認定済」と表示する。
- ウ 認定を行うことのできる期間  
対象とする講座を受講した年度及び翌年度の2年間とする。